

厚生労働大臣の定める揭示事項

(令和 8 年 7 月 1 日現在)

I 入院基本料について

日勤・夜勤あわせて、入院患者様 10 人に対し 1 人以上の看護職員を配置しております。

※当院では原則的に入院患者様に対する付き添いは必要ありません。

II 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制について

入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して患者様に関する入院診療計画を策定し、文書によりお渡しをしております。

また、当院では厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制の基準を満たしております。

III 明細書発行体制について

医療の透明化や患者様への情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬明の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

明細書には、使用した薬剤の名称や実施された検査の名称が記載されております。

IV 患者サポート体制充実加算（患者相談窓口）について

当院では、「患者サポート相談窓口」を設置しています。入院・通院・介護でお困りのこと、疑問に思うこと、不安なことがあれば、お困りごとの解決の手がかりとなれるようご相談をお受けしています。

V 関東信越厚生局長への届出事項について

1 基本診療料の施設基準等に係る届出

- (1) 機能強化加算
- (2) 急性期一般入院料 5
- (3) 救急医療管理加算・乳幼児救急医療管理加算
- (4) 診療録管理体制加算 2
- (5) 医師事務作業補助体制加算 2（75 対 1）
- (6) 急性期看護補助体制加算（50 対 1）

- (7) 夜間50対1急性期看護補助体制加算、夜間看護体制加算
- (8) 地域加算4級地
- (9) 療養環境加算
- (10) 医療安全対策加算(2)
- (11) 医療安全対策地域連携加算(2)
- (12) 感染対策向上加算(2)
- (13) 連携強化加算
- (14) サーベイランス強化加算
- (15) 患者サポート体制充実加算
- (16) データ提出加算1
- (17) 入退院支援加算1
- (18) 認知症ケア加算2
- (19) 地域包括ケア病棟入院料1
- (20) せん妄ハイリスクケア加算
- (21) 薬剤病棟業務実施加算2
- (22) 地域支援・医薬品供給対応体制加算1
- (23) 協力対象施設入所者入院加算

2 特掲診療料の施設基準等に係る届出

- (1) 糖尿病合併症管理料
- (2) 糖尿病透析予防指導管理料
- (3) がん性疼痛緩和指導管理料
- (4) 救急患者連携搬送料2
- (5) 肝炎インターフェロン治療計画料
- (6) 薬剤管理指導料
- (7) 在宅療養支援病院(「第14の2」の1の(2)に規定する在宅療養支援病院)
- (8) 在宅時医学総合管理料及び特定施設入居時等医学総合管理料
- (9) 在宅がん医療総合診療料
- (10) 救急搬送医学管理料3・夜間休日救急医学管理料3
- (11) 検体検査管理体制加算(I)
- (12) 検体検査管理体制加算(II)
- (13) 造血器腫瘍遺伝子検査
- (14) CT撮影及びMRI撮影
- (15) 無菌製剤処理料

- (16) 脳血管疾患等リハビリテーション料 (I)
- (17) 運動器リハビリテーション料 (I)
- (18) 廃用症候群リハビリテーション (I)
- (19) 胃ろう造設術
- (20) 輸血管理料及び輸血適正使用加算
- (21) 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- (22) 医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術
- (23) 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に対する体制
- (24) 麻酔管理料 I
- (25) 二次性骨折予防継続管理料 1・2・3
- (26) 小児食物アレルギー負荷検査
- (27) 外来ベースアップ評価料 I (注5)
- (28) 入院ベースアップ評価料 109
- (29) 時間内歩行試験及シャトルウォーキングテスト

3 当院は入院時食事療養 (I) に関する届出により、管理栄養士によって管理された食事を適時、適温にて提供いたします。

(2026/6/1現在)

入院時食事療養費の標準負担額

所得区分・入院日数			標準負担額 (1食)
市民税課税世帯の方	一般	入院日数にかかわらず	550円
市民税非課税世帯の方	区分Ⅱ	過去1年間の入院日数が90日まで	270円
	区分Ⅱ 長期	過去1年間の入院日数が 91日を超えた、翌月1日から 【長期該当】 (要申請、注1)	220円
市民税非課税世帯の方で、 所得が一定基準に満たない 70歳以上の方	区分Ⅰ	入院日数にかかわらず	130円

注1) 非課税世帯の方で、入院日数が91日以上になった方は改めて、保険者へ「長期該当」の申請が必要です。
申請をしないと「長期該当」の減額は受けられません。

★) 入院したときの食事代は、高額療養費の支給対象にはなりません。

三浦市立病院

Ⅵ 特別の療養環境の提供について

種 別		料 金		設 備
		市内在住	市外在住	
特別室使用料	1 日	11,000 円	16,500 円	洗面台・床頭台（テレビ、 冷蔵庫）・電話・ユニット バス（シャワー付）・トイ レ・応接セット・ロッカー
個室使用料		5,500 円	8,250 円	洗面台・床頭台（テレビ、 冷蔵庫）・電話・トイレ・ ロッカー・椅子

※【特別室 201、308、408】

※【個室 202、203、205、206、207、208、210、211、212、301、302、303、305、306、
307、401、402、403、405、406、407】

Ⅶ 実費徴収に係る事項について

令和元年10月 1 日現在			
実費徴収をいただく文書料及び使用料等			
区分	単位	単価	備考
特別診断書	1 通	¥4, 400	(税込)
普通診断書	1 通	¥1, 650	(税込)
普通証明書	1 通	¥1, 650	(税込)
特別証明書	1 通	¥2, 750	(税込)
死体検案書	1 通	¥3, 300	(税込)
死亡診断書	1 通	¥2, 750	(税込)
自賠責明細書	1 通	¥4, 400	(税込)
自賠責明細書及び自賠責診断書	1 組	¥8, 800	(税込)
新/容器代（外用薬・2 0 円）	1 個	¥20	(税抜)
新/容器代（外用薬・3 0 円）	1 個	¥30	(税抜)
新/容器代（外用薬・5 0 円）	1 個	¥50	(税抜)
エンゼルセット	1 個	¥1, 060	(税抜)
※文書料を除くものについては、自動車賠償責任保険にかかるものは非課税となります。			
※詳細については職員へお問い合わせください。			

総病院長